指定廢棄物処分場対策班だより

第 12 号 平成28年2月10日発行

第 2 時保管市町長会議開回茨城県指定廃棄物

が新し

一が所なえ5 時らにもた県 一内 県 保 2 で 4 東 集の長に 管 月の生 開 市 棄 京 期お状催町にい況い長 約 12 物 4 たを にするため、気がにわたる管理ないては、災害 Ĺ 保市 日分 がひ たし と一の時 管 2 町城 県 出 理 関城島 4 を 長 じました。 会議 っ迫し 会議 12 す 茨 し県第 7 きと を前城

7

るとして 通 合意^{*} す が解除: でき に物後 は

が するとし 7

を射設現すは高線の在。国 遮蔽 るため 全対 策に $\widehat{\iota}$ Þ 関 7 L 1 てる 効は既 存 放 施

コ 設 ン 置 ツ ク ス 力 ル バ \vdash \mathcal{O}

ク IJ 1 \vdash ボ ツ ク ス

クのリ入 存 \mathcal{O} 施 \vdash 設 構 造 移の 送 堅

が保管 7 3 する指 い費の 無は国 ま を集はを発定続約1下事廃 久 が 箇回故棄両 け 負 でき 所らか物市 る 担 6 れ で

いり

ځ

W

で

1

た

にだきた

処

組け廃

棄

t

きの続一

きし

約 処理 ついて、 『茨城県 内回は 散の合物で での合うで での一句で である。 は 県管定に同の会 堅県管 1 容棄関議 箇認物 し終 所すにて了 所する 乗る

カン

続

説た。 明 処理県 理 しの L と栃 ま 方て L 木県知 をとることと 1 わ 事に ゆる「段

全く事情が思生など、 も多 事の の う ち、 1 (玉 と 取 に 指 に は 、 が れなど、 れ を受け 保管され が異 6 て 1 引物県ない 割かて 大 が農家やL が農家やL が農家やL が農家やL る。 \mathcal{O} 実 日信 を ど的 つ早踏 良場 は は団量間所 かいま

する考え 放棄する ことにこっ えにおい ト 理 な 7 と、従来なることがなって国が ては、が示 を な で求と、 指 が 処 1) 示 理がされ解 理 0 報道 理 \Diamond を る 玉 ま 引き続 かあった、 よた除 進

面 続

指定廢棄物処分場対策班だより

重面

第 12 号 平成28年2月10日発行

の会透様先た0廃事が継 ځ うつ容今心議明々の後Bq棄実現続と時さ茨 い後と地情塩よのるは指 た う所は 定もなにの認回配でなな確のを物 報谷 も方はのの 言 町な 玉 廃 容 課 が 部保最 え でが 口 棄 が 向指茨 題 市 分等終 1 ます y kg わ 物 لح 性定城 町 にを処 ま が が が任 さの · 1 を廃県 提わ \mathcal{O} 長 おは あ あ ま あ が見棄の れよ 供せ カコ \mathcal{O} が散 5 にる住 う 1) る っ分 出物現 てめ受 7 努よ民 のそす処状 数当ま 除 8 な とけ てに 地 始れか分保た 日だ めうのと 管境 様 多 L をり指 の処つ 7 い責分い てに皆な々 の不てれし0定を省管意物開

- 第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議の様子はYouTube でご覧ください。 https://www.youtube.com/watch?v=DkTcs9VLfIs
- 会議資料等の詳細については環境省ホームページからご覧ください。
 http://shiteihaiki.env.go.jp/initiatives_other/ibaraki_gunma/conference_interim_storage_ibaraki_
 02.html
- 知事のコメントについては塩谷町ホームページからご覧ください。 http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=34321

《環境省が茨城県に示した現地保管継続・段階的処理のイメージ ※環境省HPより》

第2回茨城県指定廃棄物一時保管市町長会議後 環境省記者会見配付資料(H28.2.4)

茨城県における現地保管継続・段階的処理の考え方

- 〇現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の 処分場等で処理。
- 8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する比較的濃度の高いものに ついては、1カ所集約が望ましく、引き続き協力を依頼。

